コ　第49条の６の12第２項に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(ｱ)　基地局

A　空中線電力が26デシベル（１mWを０デシベルとする。）を超えるもの　(0.1×ｆ×10^{-6}+12) Hz

B　空中線電力が26デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの　(0.25×ｆ×10^{-6}+12) Hz

(ｲ)　陸上移動中継局

A　陸上移動局と通信を行う陸上移動局の無線設備　(0.1×ｆ×10^{-6}+12) Hz

B　基地局と通信を行う陸上移動局の無線設備　(0.1×ｆ×10^{-6}+12) Hz

(ｳ)　陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）　(0.105×ｆ×10^{-6}) Hz

(ｴ)　陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものに限る。）

A　陸上移動局と通信を行う陸上移動局の無線設備　(0.1×ｆ×10^{-6}+12) Hz

B　基地局と通信を行う陸上移動局の無線設備　(0.1×ｆ×10^{-6}+12) Hz

サ　第49条の６の13に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(ｱ)　基地局

［A　略］

B　各空中線端子における電力が20デシベル（１mWを０デシベルとする。）を超え38デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの　(0.1×ｆ×10^{-6}+12) Hz

C　各空中線端子における電力が20デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの　(0.25×ｆ×10^{-6}+12) Hz

［(ｲ)　略］

［(2)～(20)　略］

(21)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

［ア　略］

イ　陸上移動中継局　3 (10^{-6})

ウ　［略］

［(22)～(24)　略］

［32～46　略］

47　削除

［48～57　略］

コ　［同左］

［同左］

(ｱ)　基地局　(0.1×ｆ×10^{-6}+12) Hz

［新設］

(ｲ)　陸上移動局　(0.105×ｆ×10^{-6}) Hz

［新設］

サ　［同左］

［同左］

(ｱ)　［同左］

［A　同左］

B　各空中線端子における電力が38デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの　(0.1×ｆ×10^{-6}+12) Hz

［新設］

［(ｲ)　同左］

［(2)～(20)　同左］

(21)　［同左］

［ア　同左］

［新設］

イ　［同左］

［(22)～(24)　同左］

［32～46　同左］

47　５GHz帯無線アクセスシステムの送信装置に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、20 (10^{-6}) とする。

［48～57　同左］